

第60号議案

加東市給水条例の一部を改正する条例制定の件

加東市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市給水条例の一部を改正する条例

加東市給水条例（平成18年加東市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項及び第5項中「第5条」を「第6条」に改める。

第33条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき 10,000円

第38条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

第60号議案 要旨

加東市給水条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

水道法（昭和32年法律第177号）及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 水道法施行令の改正に伴う条ずれを改めること。（第7条及び第38条関係）
- (2) 水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者が指定の更新をするとき、1件につき10,000円を徴収すること。（第33条関係）

3 施行期日 令和元年10月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(工事の施行)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号。以下「政令」という。）<u>第 5 条</u>に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令<u>第 5 条</u>に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第 3 3 条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、特別の費用を要するときは、その実費額を加算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号。以下「政令」という。）<u>第 6 条</u>に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令<u>第 6 条</u>に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第 3 3 条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、特別の費用を要するときは、その実費額を加算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項に規定する指定の更新をするとき</u> <u>1 件につき 1 0, 0 0 0 円</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>

(7) (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

(8) (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)